



島根県報

平成30年 1月23日 (火)

第 2,973 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出	(障がい福祉課)	2
換地計画書の縦覧(2件)	(農村整備課)	2
保安林予定森林	(森林整備課)	2

【公 告】

公共測量の終了	(技術管理課)	3
---------	---------	---

【特定調達公告】

水産練習船「神海丸」検査工事及び修繕工事一式に係る随意契約の相手方等	(学校企画課)	3
------------------------------------	---------	---

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		4
---	--	---

【収用委告示】

収用及び使用の裁決手続の開始の決定		4
-------------------	--	---

告 示**島根県告示第26号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の24第2号の規定により告示する。

平成30年 1月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社飛鳥	こぼん	松江市西津田三丁目14番 8	平成30年 1月31日

島根県告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 1月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
佐田地区（八幡原川工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第28号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 1月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
邑南地区（高水工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	邑南町役場

島根県告示第29号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 1月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市金城町波佐イ1090、イ1090－内 1
- 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成29年12月20日に終了した旨島根県松江県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年 1月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成29年 8月21日から同年12月20日まで

3 作業地域

安来市宇賀荘町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年 1月23日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

1 物品等又は役務の名称及び数量

水産練習船「神海丸」検査工事及び修繕工事 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁学校企画課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年12月20日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ヤマニシ 代表取締役 長倉 清明 宮城県石巻市西浜町1番地2

5 随意契約に係る契約金額

112,459,428円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第1号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成30年1月25日から施行する。

平成30年1月23日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

セカンドオピニオン面接料の項の次に次の1項を加える。

航空身体検査

初回検査 1回につき 35,640円

更新検査 1回につき 24,840円

収 用 委 員 会 告 示**島根県収用委員会告示第1号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

平成30年1月23日

島根県収用委員会会長 大 野 敏 之

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道9号改築工事（出雲・湖陵道路及び湖陵・多伎道路）（島根県出雲市湖陵町常楽寺地内から同市多伎町久村地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 島根県出雲市多伎町久村

(単位：㎡)

地番	地目		地積		収用又は使用しようとする土地の面積	収用又は使用の別	備考
	公簿	現況	公簿	実測			
2282番	山林	山林	4,814	4,814.75	3,103.27	収用	一部
2282番	山林	山林	4,814	4,814.75	39.64	使用	一部

4 土地所有者の氏名及び住所

青木 曉美 神奈川県藤沢市善行団地3番8～105号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成30年 1月12日